

第六章

結論

第六章 結論

6-1 本研究の結論

6-1-1 目的ごとの考察

1) 目的1「リサイクル製品認定制度の実施実態の明確化」について

リサイクル製品認定制度の実施実態について、主に以下の9点が明らかになった。

- (1) 審査会の透明性が低い
- (2) 申請から認定までにかかる時間はおおむね3ヶ月という自治体が最も多く、短い自治体で2ヶ月、長い自治体でも6ヶ月である。
- (3) 県による事前の立入調査をおこなっている自治体は全体の94%であった。
- (4) 取消し件数は少なく、取下げ件数が多い。
- (5) 認定率が常に又はほぼ100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。
- (6) リサイクル認定事業者に対して広報・啓発に関する支援を行っている自治体は多いが、それ以外の支援を行っている自治体は少ない。
- (7) 公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は全体の28%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。
- (8) リサイクル認定製品の県の利用実績を把握している自治体は、全体の69%であり、約3割りの自治体は利用実績を把握していない。
- (9) リサイクル認定製品の県の利用率を把握している自治体は全体の6%と少ない。県の利用実績の中では建設資材の利用が多い。

上記の9点について以下に記す。

リサイクル製品を認定する上で、審査会が開催される。有識者という回答で88%の自治体に該当する。その次に多かったのは県の職員という回答で62%の自治体に該当する。一方、一般住民(=県民)が参加することができる自治体が16%にとどまった。この結果を受けて、今回、審査会の透明性を明らかにするために、(1)審査会を県民が公聴することは可能か、(2)審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、(3)一般住民(=県民)が審査員として審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の3つの事柄に焦点を当て、再度アンケートを行ったところ(1)を満たす自治体は全体の19%、(2)を満たす自治体は全体の7%、(3)を満たす自治体は全体の8%にとどまった。このことからリサイクル製品の認定は主に有識者と県の職員が行っており、一般住民(=県民)はほとんど関与していないことが分かる。

申請から認定までに要する時間はおおむね3ヶ月という自治体が最も多く、全体の60%を占めた。次に多かったのはおおむね6ヶ月という自治体で全体の19%を占めた。最も短い自治体で2ヶ月という回答であった。よって、自治体によって異なるが、認定までに要する時間は2ヶ月から6ヶ月である。

申請してから認定するまでに、県が事業所へ立入調査を行う自治体は全体の94%に上った。

このことから、認定にするにあたって申請された製品のみを見て判断するのではなく、事業所の職場環境なども踏まえて判断していることが伺える。県からリサイクル認定を取り消すケースはほとんどないが、リサイクル事業者からリサイクル認定を取り下げるケースは多い。このことから、リサイクル事業者が認定を取り消されるような不正をしたり、製品の品質基準を違反したりすることはほとんど起こらないが、リサイクル事業者が何らかの事情があり認定を取下げることが多いようである。また、リサイクル製品認定制度が施行された時期と取下げ件数に関連は無い。

認定率が常に又はほぼ 100%の自治体は、申請件数が下がる傾向にある。18 自治体中 6 自治体、つまり全体の 33%がこれに該当した。また、申請件数・認定件数が全体的に下がっている自治体は、認定率が上がっている傾向にある。18 自治体中 4 自治体、つまり全体の 22%がこれに該当した。

自治体が認定した製品をホームページやパンフレット、イベントなどで紹介するといったように、製品の広報・啓発活動を行っている自治体は全体の 77%に上った。しかし、それ以外の支援を行っている自治体は少なく、全体の 18%であった。製品の広報・啓発以外の支援を行っている自治体の 75%の自治体では何らかの形で補助金を交付していた。

公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は全体の 22%であり、その方法は仕様書や発注図書などで明記するという方法をとっている。残りの 78%の自治体のうち、50%の自治体では努力義務としており、残る 28%の自治体では義務づけは困難であるという見解を持っていた。

県の利用実績を把握している自治体は全体の 69%であった。いくつかの自治体ではホームページなどで公表している。しかし、建設資材や農業資材など、製品の種類に分類して集計している自治体は少ない。

県が行う公共事業の中で、リサイクル製品認定製品の利用率を把握している自治体は少なかった。その理由として、使用する製品の選択が公共事業施行事業者に委ねられている自治体が多いことや、リサイクル認定製品の販売が商社を通じて行われているため、リサイクル認定製品の用途を把握することが困難であることなどが挙げられる。4-5 で示すとおり、県が公共事業で製品を使う際に建設資材の利用は多いが、それ以外の利用は少ない。V 県では建設資材が 90%以上を占めており、X 県でも過去数年を通じて 70%を切ることは無かった。よって、県の公共事業で利用されやすい品目は建設資材であることが分かる。

2) 目的 2「リサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状の明確化」について

リサイクル製品認定制度の認定製品製造事業者の現状について、主に以下の 7 点のことが明らかになった。

- (1) 比較的早い時期からは始まった三重県では、リサイクル認定事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的

近から始まった滋賀県ではリサイクル認定事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。

- (2) リサイクル製品認定制度の施行前後で、三重県の 37%のリサイクル認定事業者、そして滋賀県の 67%のリサイクル認定事業者で変化はなかった。
- (3) 三重県・滋賀県それぞれ 70%以上のリサイクル認定事業者が今後、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えている。
- (4) 三重県・滋賀県それぞれのリサイクル製品認定制度に登録している理由は、ともに会社の所在地であるからという回答が 70%を超えた。また、複数の自治体のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は三重県・滋賀県ともに全体の約 25%であった。
- (5) 三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共工事で使われていると認識している。
- (6) 建設資材は、建設資材以外と比べると、全ての需要量に対する民間での需要量の割合よりも、官庁での需要量の割合の方が高い傾向にある。
- (7) 三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担を減らすこと、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることを要望している。

上記 7 点について以下に記す。

三重県では、リサイクル認定事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀県ではリサイクル認定事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。リサイクル製品認定制度を施行した時期が異なる 2 自治体で、異なる結果が出た。よって、リサイクル製品認定制度の施行時期とリサイクル製品の製造に関連は見られない。

2 自治体とも、リサイクル製品認定制度への登録を機に需要に変化があったリサイクル認定事業者は少なかった。この結果を三重県のリサイクル認定事業者は、認定製品使用が公共事業施行事業者の判断に委ねられるため、県の利用推進の徹底不足のため、PR 不足のため、検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったためであると見ているようである。このことから認定をしたことで需要が増えるということはなく、また認定したことによって検査費用の増大など新たな弊害も発生していることが分かる。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では県の公共事業が減ったため、リサイクル製品を認定する部署とリサイクル認定製品を使う部署の意思疎通が行われていないためなど見ているようである。公共事業で使用してもらえると考えていたが期待していた結果を得られなかった企業が多いことが分かる。

上記の結果を受けてもなお、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えるリサイクル認定事業者は多かった。

会社の所在地である都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者が多かった。また、複数のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は少なく、全体の25%であった。このことから、制度の内容や需要拡大の可能性などを見込んで認定制度に登録するリサイクル認定事業者は少ないことが推測される。

三重県では全体の93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。また、三重県では市町村の公共事業で使われていると回答したリサイクル認定事業者は多く、全体の60%であった。一方国の公共事業、民間の建設事業などで使われていると認識しているリサイクル認定事業者は少なく、ともに全体の14%であった。滋賀県では、市町村の公共事業と国の公共事業で使われていると認識しているリサイクル認定事業者の割合は等しく全体の40%であった。民間の建設事業などで使われていると回答したリサイクル認定事業者が三重県と比べて多く、全体の33%であった。

建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。このことから、建設資材はリサイクル製品認定制度に登録すると、全ての需要量に占める、公共事業における需要の割合が高くなることが推測される。

リサイクル認定事業者が考える三重県に要望している点では、検査費用の負担を減らすこと、リサイクル認定事業者が考える滋賀県に要望している点では、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることが挙げられる。

6-2 研究全体を通しての考察

今回、A県、V県、X県の利用実績より、リサイクル製品を自治体の公共事業などで使用する際に、建設資材が最も利用しやすいということが分かった。一方で、リサイクル認定事業者(a, b, c, d)の販売実績から、リサイクル認定事業者の方も、建設資材の方が、建設資材以外に比べると、県の公共事業における利用率は高い傾向にある。このことから、リサイクル製品認定制度を実施する際に、今後は建設資材以外の普及に重点をおいて制度を進めていく必要があるのではないかと考える。また、利用実績や利用率を把握している自治体はまだ少ないので、自治体は利用実績、利用率をより明確に把握すべきであると考えられる。

現在リサイクル製品認定制度は、運営している部署の職員が中心となって実施されている。しかし、それだけではリサイクル認定事業者のニーズに答えきれていない。また、県民への認知はまだ低く、主な目的である循環型社会の構築には達していない。実際にリサイクル認定製品を使用する公共事業施行事業者や、県の公共事業を担当している部署の職員などの意見、または県民の意見を取り入れながら実施していく必要があると思われる。

6-3 今後の課題

本研究では、リサイクル認定事業者の販売実績や県の利用実績等のデータが手に入れることが困難であり、細部まで分析することができなかった。より詳細なデータ、そしてより多くのデータを確保し状況を分析する必要があるかと思われる。また、今回の研究では、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状について調査することができなかった。よって、今後、リサイクル認定製品を使用している立場の人の現状や意識などについても調査をする必要があると考える。それと同時に、三重県と滋賀県のリサイクル認定事業者が示唆していた「供給過多」の問題は全国共通の問題なのか、また全ての製品に共通する問題なのか等を詳しく調査する必要がある。

